令和８年３月 31 日
釜石市告示第59号

# 釜石市学生活動支援事業補助金交付要綱

釜石市インターンシップ等促進事業補助金交付要綱(令和 6 年釜石市告示第 88 号)の一部を改正する。

(目的)

第１条　この要綱は、市内事業所就職の促進や関係人口の創出を目的に、大学生等が学生活動への参加に要する経費に対し、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　学校等　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に規定する職業能力開発大学校、短期大学校又は市長が特に認める者をいう。

(2)　大学生等　学校等に在籍する学生又は市長が特に認める者をいう。

(3)　市内事業所等　雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 5 条第 1 項に規定する事業を行う事業所であって、市内に所在するものをいう。

(4)　インターンシップ　大学生等又は学校等が市内事業所等において行う就業体験をいう。

(5)　地域活性化活動　学校等のカリキュラム、教諭、教授等の指示又はサークル等の活動計画に基づき、大学生等が市内において行う研究、調査、学習等のうち、市又は市内事業所等における地域活性化のための活動若しくは地域住民との協働による地域活性化のための活動をいう。

(6)　ゼミ合宿・ゼミ視察活動　学校等のゼミにおいて、研究テーマとして市を題材に取り上げている大学生等が、市に滞在して行う合宿又は視察活動をいう。

(7)　地域交流活動　農林漁業体験又はものづくり体験若しくは伝統的なまつり、食又は産業のイベントその他地域住民と共に参加する地域行事への参加等、市を知る取組かつ地域住民との交流をいう。

(8)　学生活動　インターンシップ、地域活性化活動、ゼミ合宿・ゼミ視察活動及び地域交流活動をいう。

(補助対象者)

第３条　この補助金の対象者は、学生活動に参加する大学生等及びその大学生等が在籍する学校等であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団に関与していない者とする。

(補助対象事業)

第４条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、大学生等又は大学生等で構成する団体(以下「団体」という。)が行う学生活動で、次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(1)　インターンシップ

ア　就業体験の機会の提供を目的としたものであること。

イ　就業体験プログラム等を明確に定めたものであること。

ウ　労働関係法令が遵守されたものであること。

エ　大学生等の採用及び選考活動でないものであること。

オ　旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う市内の施設(以下「市内の旅館等」という。)に宿泊するものであること。

(2)　地域活性化活動、ゼミ合宿・ゼミ視察活動又は地域交流活動

ア　市内の旅館等に宿泊するものであること。

イ　団体又は学校等のホームページ等を活用して、積極的に活動成果又は市のPRを行うこと。

(交付対象経費及び補助金額)

第5条　交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

| 交付対象経費 | 補助金額 |
|---|---|
| 居住地から宿泊地までの移動及び居住地又は宿泊地から学生活動先までの移動に係る交通費(公共交通機関を利用した場合に限る。)又はバス賃借料 | 交付対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、1人につき1万5,000円を限度とする。 |
| 宿泊費(市内の旅館等を利用した場合に限る。) | |

2　学生活動を受け入れた市内事業所等から交通費又は宿泊費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額を交付対象経費とする。

3　国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。

(交付申請等)

第6条　補助金交付申請の期限は、学生活動を実施する年度の3月20日までとする。

2　補助金交付申請者は、交付要領第3条の規定にかかわらず釜石市学生活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　学生活動への参加のために要した費用がわかるもの(領収書の写し等)

(2)　学生活動に参加した大学生等の現住所を証明できるもの(運転免許証の写し等)

(3)　学生活動に参加した大学生等の学生証の写し

(4)　ゼミ合宿・ゼミ視察活動の場合は、ゼミ合宿・ゼミ視察活動認定書(様式第2号)

3　補助金交付申請は、年度内において1回限りとする。

(完了期限等)

第7条　補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、毎年度3月20日とする。

2　補助金交付請求者は、交付要領第10条の規定にかかわらず釜石市学生活動支援事業補助金請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　補助金の振込先口座がわかるもの(通帳又はキャッシュカードの写し等)

(2)　その他市長が必要と認める書類

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

1　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

2　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

附 則

1　この告示は、令和８年３月31日から施行する。